

公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程

(平成27年3月31日規程第1号)

(平成28年6月23日規程第13号)

改正 平成29年3月14日規程第34号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下、「本学」という。）における研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 教職員等 本学の役員、教職員及び学生等をいう。
 - 二 教職員 公立大学法人会津大学職員就業規則（平成18年規程第36号）又は公立大学法人会津大学非常勤職員等就業規則（平成18年規程第37号）の適用を受ける者をいう。
 - 三 学生等 本学のコンピュータ理工学部若しくは大学院、会津大学短期大学部に一般学生、会津大学短期大学部生、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生として在学する者をいう。
 - 四 研究活動 本学において行う研究活動のすべてをいう。
 - 五 研究費 国及び国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を財源とする研究費のほか、本学が管理する研究費の全てをいう。
- 2 不正行為とは、研究活動における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。
- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - 四 その他研究の実施にあたり、法令及び関係規程等に違反する行為。

(責任体制)

第3条 研究活動に関わる者の責任の所在と範囲を明確化するため、次に定める者を本学に置き、当該責任者を置いたとき又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

- 一 最高管理責任者 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関し最終責任

を負う者とし、理事長をもって充てる。

二 研究倫理教育責任者 本学における研究活動に従事する教職員等に求められる倫理規範を修得等させるための教育に関し実質的な権限と責任を持つ者とし、会津大学事案については教育・学務担当理事、会津大学短期大学部事案については短期大学担当理事をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究倫理教育責任者及び教職員等が責任を持って本学における研究活動に係る不正防止等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究活動に従事する教職員等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を毎年度1回以上受講しなければならない。

3 研究活動に従事する教職員等は、研究活動に係る実験・観察ノート、データ等、研究成果の事後の検証を可能とするものについては、論文その他の研究成果の発表後研究分野の特性に応じた合理的な期間（合理的な期間が判定できない場合は10年間）、これを保存しなければならないが、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 教職員等は、研究活動上の不正行為の防止に関して、最高管理責任者の指示に従わなければならない。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、本学において不正行為を発生させる原因を把握し、適切な対策を講じるため、不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するために必要な事務体制を整備しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗状況の把握に努めなければならない。

(通報窓口の設置)

第6条 第2条第2項に規定する不正行為に関する相談又は通報（以下「通報等」という。）に関する事務を適切に処理するため、通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を会津大学にあっては企画連携課、会津大学短期大学部にあっては短期大学事務室に置く。

(不正行為に関する通報等)

第7条 本学における研究活動において、不正行為が行われ、又は不正の恐れがある

と疑われる場合は、何人も通報窓口を通じ、通報等を行うことができる。

- 2 通報等は、文書、電子メール、電話、ファックス及び面談により行うものとする。
- 3 通報等は、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で行わなければならない。ただし、通報者（第1項の規定による通報等を行った者をいう。以下同じ。）は、その後の手続きにおける氏名等の秘匿を希望することができる。
- 4 通報窓口は、通報等を受け付けた場合、受理の有無にかかわらず速やかに最高管理責任者に対しその内容を報告しなければならない。

（予備調査の実施）

第8条 最高管理責任者は、前条による通報等があった場合は、通報等の内容の合理性及び調査可能性等について検討するため、速やかに予備調査を行うものとする。

（本調査の実施）

第9条 最高管理責任者は、前条による予備調査の結果に基づき、本調査を行うことを決定した場合は、公立大学法人会津大学不正行為調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、本調査を行わせることができる。

- 2 前項の決定は、通報等の受理から起算して原則として30日以内に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第1項の規定に基づき調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を、調査の対象となった教職員等（以下「対象者」という。）及び通報者に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた対象者及び通報者は、10日以内に書面をもって異議申し立てを行うことができ、当該異議申し立てについて、正当な理由があると最高管理責任者が認める場合は、調査委員を交代し、その旨を対象者及び通報者に通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条の規定による予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合は、速やかに通報者にその旨を書面で通知するものとする。
- 5 調査委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（権限による本調査の実施）

第10条 最高管理責任者は、通報等の有無に関わらず、研究活動における不正行為の疑いがある本調査を行う必要があると認めるときは、調査委員会に本調査を行わせることができる。

（本調査時の措置）

第11条 調査委員会が本調査を行うこととなったときは、最高管理責任者は、対象者、通報者、配分機関等（国又は国が所管する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び文部科学省に対して本調査を行うことを通知するとともに、対象者が本学以外

の研究機関等に所属するときは、当該所属する研究機関等の長へ通知しなければならない。なお、本調査の結果についても同様に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査を実施するために必要と認めるときは、対象者、通報者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

- 一 事実関係の聴取
- 二 関係資料等の提出
- 三 対象者の研究室等の一時閉鎖
- 四 研究費等使用の一時停止
- 五 その他調査のため必要な措置

3 前項の規定は、第8条の規定による予備調査を実施する場合において準用する。

(調査委員会による本調査の方法)

第12条 調査委員会による本調査は、本調査の対象となった研究活動に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施するものとする。

2 調査委員会による本調査は、第9条第1項及び第10条の規定による本調査の実施の決定後、原則として30日以内に開始しなければならない。

3 調査委員会は、対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 対象者は、調査委員会の指揮・監督の下に、合理的に必要とされる範囲内において再現性を示すための再実験を行うことができる。

5 調査委員会による本調査において協力を求められた教職員等は、正当な理由のない限り本調査に協力しなければならない。

6 調査委員会は、本調査の開始から起算して原則として150日以内に調査結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

7 調査委員会は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関等に報告するものとする。

(不正行為の認定)

第13条 最高管理責任者は、調査委員会からの報告に基づき、対象者の不正行為の有無について認定を行い、速やかに対象者及び通報者に書面で通知するものとする。

(不正行為の認定への不服申し立て)

第14条 前条の規定により不正行為が認定された対象者(以下、「不正認定者」という。)及び第9条第3項又は前条の規定により通知を受けた通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面をもって最高管理責任者に不服申し立てを行う

ことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により不服申し立てがあった場合は、そのことを通報者、配分機関等及び文部科学省に対して報告しなければならない。
- 3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行うものとし、調査委員会は、再調査の開始又は不服申し立ての却下を速やかに決定する。
- 4 調査委員会は、前項に規定する審査の結果、再調査の開始を決定したときは、速やかに再調査を行わなければならない。この場合において、調査委員会は、再調査の開始を決定したことを最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責任者は、速やかに不正認定者又は通報者に書面をもって通知するものとする。
- 5 調査委員会は、第3項に規定する審査の結果、不服申し立ての却下を決定したときは、その旨を最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責任者は、速やかに不正認定者又は通報者に書面をもって通知するものとする。なお、この決定に対する不服申し立てはできない。
- 6 前2項に規定する調査委員会からの報告を受けた最高管理責任者は、第3項に規定する審査の結果を配分機関等及び文部科学省に対して報告しなければならない。
- 7 調査委員会は、第4項の規定により再調査を行う場合、再調査を開始した日から起算して50日以内に、再調査の結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責任者は、当該結果を不正認定者、不正認定者が所属する機関及び通報者に書面をもって通知するとともに、配分機関等及び文部科学省に対して報告しなければならない。

(不正行為が認定された場合の措置)

- 第15条 最高管理責任者は、不正認定者が前条第1項の規定による不服申し立てを行わない場合又は前条第4項の規定による再調査の結果改めて不正行為が認定された場合は、不正行為の事実を公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、第1項に基づき調査結果を公表する場合、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - 一 不正行為を行った研究者等の氏名又はグループ名
 - 二 不正行為の内容
 - 三 処分の内容
 - 四 調査委員会委員の所属及び氏名
 - 五 調査委員会が行った調査方法及び内容等
 - 3 最高管理責任者は、不正行為に関連する論文が掲載又は投稿中であるときは、当該機関に対し、その旨を報告するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、不正行為が認定された研究活動が本学以外の配分機関の資金により行われているときは、当該機関及び文部科学省に対し、その旨を報告するものとする。

- 5 最高管理責任者は、不正行為が認定された研究活動に係る研究費等の使用の中止を命じるとともに、既に使用した研究費の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 6 不正認定者の処遇については、公立大学法人会津大学職員懲戒規程（平成18年規程第47号）その他関係規程の定めるところによる。

（不正行為が認定されなかった場合の措置）

- 第16条 最高管理責任者は、第9条第1項及び第10条の規定による本調査並びに第14条第4項の規定による再調査の結果、不正行為が認定されなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合には、最高管理責任者が公表する内容を決定し、公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった場合は、対象者の名誉を回復するため及び不利益が生じないため必要かつ十分な措置をとるものとする。

（悪意に基づく通報の認定）

- 第17条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった場合において、本調査等を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、当該通報者の氏名、所属及び調査結果等を公表するとともに、公立大学法人会津大学職員懲戒規程その他関係規程による懲戒処分、告訴等の措置を講じる。

（秘密保持義務）

- 第18条 通報又は本調査等に関与した者は、正当な理由のない限り、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

- 第19条 この規程に関する庶務は、企画連携課において行う。

（補足）

- 第20条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月14日から施行する。